

大規模災害時の協力建設事業者登録制度の創設について

1 要旨・目的

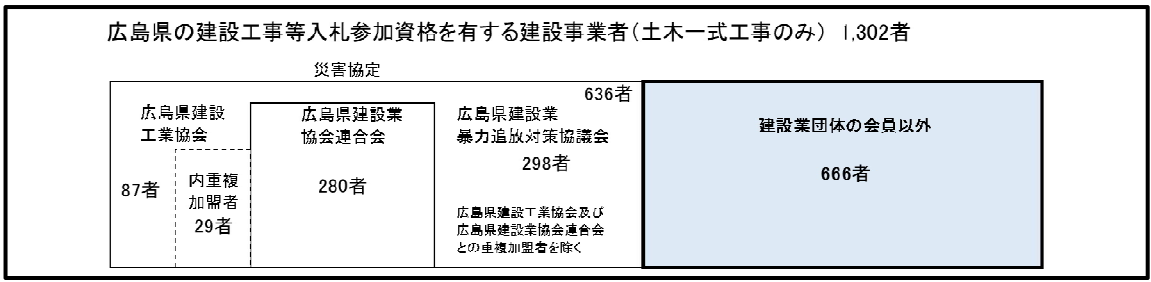
大規模災害時には、広範囲に数多くの応急工事等を早急に実施する必要があり、その担い手である建設事業者を確実にかつ迅速に確保することが重要となる。このため、平成25年12月に締結した建設業団体との協定※に加え、建設業団体の会員以外の建設事業者を対象者として、県・市町の管理者の枠を超えて応急工事等の対応が可能となるよう「大規模災害時の協力建設事業者登録制度」を創設し、大規模災害時の公共土木施設の早期復旧に向けた体制作りを強化する。

※「大規模災害発生時における広島県管理公共土木施設の応急工事の実施に関する協定」
 (以下「災害協定」という。)
 大規模災害時に県管理の公共土木施設が数多く被災し、応急工事を実施する建設事業者をその地域内で確保することが困難となる状況に備え、他地域の建設事業者を円滑に導入できる仕組みを構築するため、次の建設業団体と災害協定を締結している。
 ① 広島県建設工業協会 ② 広島県建設業協会連合会 ③ 広島県建設業暴力追放対策協議会

2 現状・背景

大規模災害時に建設事業者を円滑に必要とする地域に派遣し対応ができるよう、建設業団体と災害協定を締結しているが、建設業団体の会員数は、広島県の建設工事等入札参加資格を有する建設事業者の約半数となっている。

こうした中、平成30年7月豪雨災害時や令和3年7月8月豪雨災害時においては、県・市町ともに応急工事等を実施する建設事業者の確保に時間を要した地域もあったことから、応急工事等に係る実施体制の拡充が必要である。



3 登録制度の概要

(1) 対象者

建設業団体の会員以外の広島県の建設工事等入札参加資格を有する建設事業者

(2) 制度内容

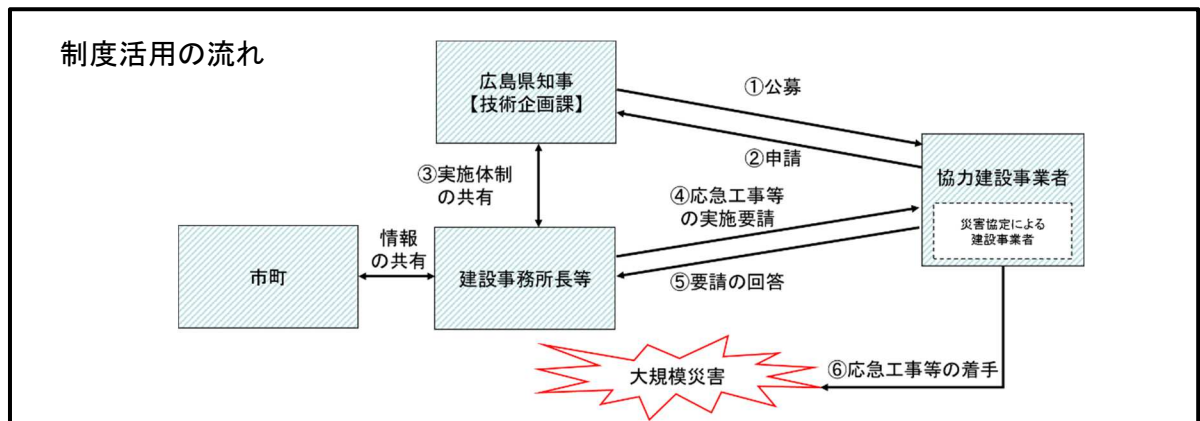
ア 制度活用の流れ

県は、応急工事等の対応が可能な建設事業者を公募し、あらかじめ協力建設事業者として登録を行い、災害協定による建設事業者と合わせて、活動可能地域、連絡系統、保有する建設資機材等の情報をまとめ、実施体制を事前に整備しておく。

大規模災害が発生し、地域内の建設事業者だけでは対応が困難となった場合には、建設事務所長等がこの制度を活用し、他地域の建設事業者に協力を要請する。

この場合、地域内の市町の対応状況も踏まえ、管理者の枠を超えて迅速な運用を行う。

なお、応急工事等にかかる費用の負担は、旅費等を含め県等が負担する。



イ その他

協力建設事業者に対して、建設工事等の入札参加資格認定において加点評価を行うなど登録事業者の増加を図る。

(3) スケジュール

令和4年6月9日より登録制度の周知を開始する。

令和4年6月17日より申請の受付を開始する。

(4) 予算

—

(5) 今後の対応

協力建設事業者の登録状況や市町との効果的な連携方策について、運用を図りながら改善を行う。

